

令和6年中交通事故発生状況

	人身事故件数	死者数	負傷者数
静岡県	17,441	88	21,880
増減数(前年比)	-1,221	18	-1,693
浜松西警察署管内	571	3	739
増減数(前年比)	±0	2	-1

【浜松西警察署管内人身事故の各種事故別】

[令和6年12月末 確定数]

	件数	死者数	負傷者数
幼児事故	3	0	3
園児事故	7	0	8
小学生事故	23	0	24
中学生事故	19	0	20
高校生事故	51	0	47
高齢者事故	216	2	111
高齢ドライバー事故	145	1	175
歩行者事故	48	1	48
自転車事故	83	0	81

	件数	死者数	負傷者数
二輪車(原付含む)事故	44	0	47
若者運転起因	114	1	172
初心ドライバー事故	18	0	30
飲酒運転事故	2	1	1
カーブ事故	24	0	33
タクシー事故	1	0	1
交差点内事故	228	1	283
夜間事故	126	2	165

※当事者の状態により、各種事故の各項目に重複計上されるため、浜松西警察署管内合計値とは一致しません。

令和6年11月1日 道路交通法の改正 ～自転車運転中の罰則強化！～

運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して
自転車に乗りながら
○通話する行為
○画面を注視する行為
が新たに禁止され、罰則の対象となりました。
※停止中の操作は対象外



違反者は、**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**
交通の危険を生じさせた場合、**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

酒気帯び運転および幫助

自転車の
○酒気帯び運転
○酒類の提供や同乗
○自転車の提供
に対して新たに罰則が整備されました。



違反者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**
自転車の提供者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**
酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

「運転中のながらスマホ」「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。 ※受講命令違反5万円以下の罰金

～交通安全協会浜松西地区支部・浜松西警察署～

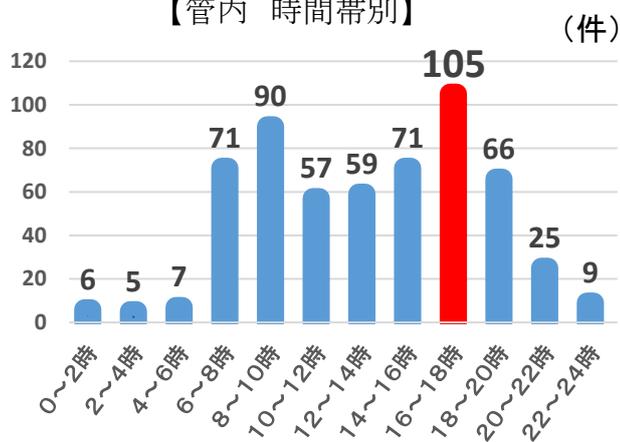
浜松西警察署管内 交番別交通事故発生状況

[令和6年12月末]

交番駐在	地区別	件数	死者数	負傷者数
入野	入野町	101	0	125
	大平台1丁目	4	0	5
	大平台2丁目	2	0	2
	大平台3丁目	6	0	8
	大平台4丁目	3	0	4
	西鴨江町	11	0	13
	西都台町	0	0	0
	志都呂町	4	0	5
	志都呂1丁目	13	0	14
	志都呂2丁目	25	0	39
神久呂	西山町	30	0	32
	神ヶ谷町	13	0	15
	神原町	6	0	9
	大久保町	13	0	18
雄踏	宇布見	40	0	50
	山崎	9	0	12
	雄踏1丁目	10	0	14
	雄踏2丁目	2	0	3
篠原	篠原町	61	2	79
	坪井町	17	0	24
	馬郡町	13	1	19

交番駐在	地区別	件数	死者数	負傷者数
舞阪	長十新田	5	0	5
	浜田	8	0	9
	弁天島	11	0	13
	舞阪	16	0	18
館山寺	深萩町	0	0	0
	呉松町	2	0	2
	平松町	2	0	4
	白洲町	4	0	5
	館山寺町	6	0	8
	庄内町	1	0	2
	協和町	2	0	3
	庄和町	1	0	1
	和地	伊左地町	41	0
和地町		6	0	13
湖東町		41	0	49
大山町		6	0	7
和光町		5	0	9
桜台1丁目		0	0	0
桜台2丁目		1	0	1
桜台3丁目		3	0	3
桜台4丁目		3	0	3
桜台5丁目		0	0	0
桜台6丁目		2	0	2
佐浜町		3	0	5
古人見町		1	0	1
大人見町	8	0	10	
村櫛町	10	0	15	
合計		571	3	739

【管内 時間帯別】



○約7割が追突事故と出会頭事故



○8~10時、16~18時に多く発生している



【管内 路線別】

区分	件数	
国道	1号	26
	その他	31
県道	主地道	161
	一般県道	61
市道	267	
その他	25	
合計	571	

心にゆとりをもって
安全に運転しましょう！



浜松環状線や雄踏街道沿いで交通事故が多発！